

風致地区内の行為規制について

R7.4.1 現在

風致地区は、都市計画によって定められる地域地区の一つであり、都市における良好な自然的景観を形成している地区のうち、その都市環境の保全や風致の維持が必要な区域について定めています。

許可基準：「野洲市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づきます。

指定区域：「三上風致地区」という 766.7ha の風致地区が指定されています（下図参照）。

風致地区内での次の行為は「市長の許可」が必要です。

1. 建築物や工作物の新築、改築、増築又は移転
2. 宅地の造成、土地の開墾、土地の形質の変更
3. 木竹の伐採
4. 土石の類の採取
5. 水面の埋め立て又は干拓
6. 建築物等の色彩の変更
7. 屋外における土石等の堆積

＜お問合せ先＞

野洲市都市政策課

Tel： 077-587-6324

